

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十六号

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規

則の一部を改正する規則

第二条第一項の表の子ども手当の項中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。